スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング

ガイドライン

【改定版】

令和８年４月

北海道教育庁生徒指導・学校安全対策局 生徒指導・学校安全課

－ 目　　次 －

はじめに ……1
Ⅰ　オンラインカウンセリング実施に当たっての基本的事項
１　対象者 ……2
２　実施の条件 ……2
(1) 使用する機材
(2) 通信環境
(3) 場所・時間
(4) その他の条件
３　留意事項 ……3
(1) 枠組み及びオンライン特有の注意事項
(2) 児童生徒が抱える課題への配慮
(3) トラブル対応
Ⅱ　オンラインカウンセリングの実施形態等
１　学校型オンラインカウンセリング ……5
(1) 対象校
(2) 実施形態
(3) 実施方法
ア　事前調整
イ　実施
２　拠点型オンラインカウンセリング ……5
(1) 対象校
(2) 実施形態
(3) 実施方法
ア　申請から実施決定まで
イ　実施
(4) その他
Ⅲ　その他
１　オンラインカウンセリングの事例 ……7
【ケース１】へき地学校のためオンラインで実施
【ケース２】冬期間の移動による不安のためオンラインで実施
【ケース３】相談者が安心して話せる場所での相談希望
【ケース４】緊張のため画面越しによるカウンセリングを希望
【その他のケース】他校のＳＣへの相談希望
２　Ｑ＆Ａ ……8
３　関係規程 ……9
４　参考資料 ……9

はじめに

不登校児童生徒数やいじめの認知件数等が年々増加し、生徒指導上の諸課題が複雑化、多様化する中、心理の専門職であるスクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）によるカウンセリングは、学校における生徒指導の充実に欠かせないものとなっています。

ＳＣによるカウンセリングは、従来、対面で行われることが基本とされてきましたが、新しい心理支援の確立や情報通信技術の発達等に伴い、電話やメール、Ｗｅｂ会議システムなど、遠隔による支援も普及してきています。

こうした中、Ｗｅｂ会議システムを活用した「オンラインカウンセリング」（本ガイドラインでは、Ｚｏｏｍ等を使用したＳＣによる児童生徒へのカウンセリング又は保護者への助言・援助をいう。）は、従来の対面によるカウンセリングと共通点が多いほか、カウンセリングのための移動等の負担が少ないこと、画面を通してやり取りをするため圧迫感や緊張感などを抑えることができること、人と直接向き合って悩みを話すなどの心理的なハードルが低いことなどから、外出することに対して強い抵抗感を示す児童生徒や保護者、その他、対面でのカウンセリングを困難としている児童生徒や保護者にとって、大変有効な手段であると考えられます。

また、広域分散型の本道においては、地域によってＳＣの人材が偏在しており、「オンラインカウンセリング」は、こうした課題にも対応できるものと考えられます。

様々な悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に対して、多様な相談機会を設けることは重要であり、オンラインカウンセリングを適切に実施できる環境を整備することにより、これまでカウンセリングを実施しにくい状況にあった児童生徒や保護者への支援や、学校と関係機関との連携による教育相談体制の強化にもつながることが期待できます。

北海道教育委員会としては、これまで、インターネットのテレビ会議システムを活用し、学校と大学教授などの専門家をつなぎ、ＳＣ等の人材確保が困難な地域の学校を支援する「北海道教育カウンセリングＩＣＴ活用事業」を実施し、現在は、ＳＣ活用事業において、オンラインカウンセリングの推進に当たってきています。

本ガイドラインは、北海道教育委員会が実施するＳＣ活用事業におけるオンラインカウンセリングの実施上の指針として、基本的事項や留意事項を示すものです。

今後、オンラインカウンセリングの実践の広がりや技術環境の変化等を踏まえ、随時更新する場合がありますことを御承知おき願います。

Ⅰ　オンラインカウンセリング実施に当たっての基本的事項

１　対象者

(1) 不登校又は不登校の兆候のある児童生徒及びその保護者
(2) 上記(1)に関わらずオンラインカウンセリングの実施が必要と考えられる児童生徒及びその保護者
(3) 教職員（ＳＣとのコンサルテーション（専門家による、助言・援助を含めた検討）に限る。）

注）児童生徒に対しては心理的カウンセリング、保護者に対しては助言・援助を行う。

２　実施の条件

オンラインカウンセリングの実施に当たっては、個人情報や相談内容といった情報の漏洩等を防ぐため、次の条件を満たすこととする。

(1) 使用する機材

ア　共通事項

使用するパソコン、タブレット等（以下「ＰＣ」という。）は、メーカーによるサポート期間が終了していないＯＳ（オペレーティングシステム）を搭載したものとし、Ｗｅｂカメラ及びマイク内蔵型のＰＣでない場合は、必ずこれらの機材を用意すること。

また、有効なウイルス対策ソフトウエアがインストールされているＰＣを使用すること。

イ　機材を整備する主体

(ｱ) 相談者のＰＣ（ソフトウエアを含む。）

相談者が、児童生徒又は保護者の場合は当該相談者が準備し、教職員の場合は勤務する学校が準備をすること。

(ｲ) ＳＣのＰＣ（ソフトウエアを含む。）

本ガイドラインの「Ⅱ　オンラインカウンセリングの実施形態等」（Ｐ５）に定める実施形態（学校型又は拠点型）に応じて、次のとおりとする。

ａ　学校型オンラインカウンセリング

ＳＣの勤務する学校が準備をすること。

ｂ　拠点型オンラインカウンセリング

拠点の事務局（北海道教育庁生徒指導・学校安全対策局生徒指導・学校安全課(以下「生徒指導・学校安全課」という。))が準備をすること。

(2) 通信環境

ア　学校は、相談者のオンラインカウンセリング実施場所（児童生徒宅等）に必要な通信環境（インターネット通信）が整っていることを、あらかじめ相談者に確認しておくこと。

イ　オンラインカウンセリングの通信に係る費用は、学校、拠点（生徒指導・学校安全課）及び相談者が負担すること（ただし、相談者が教職員の場合は学校負担）。

(3) 場所・時間

ア　学校及び拠点は、視線や音の遮断など、プライバシーに配慮できる部屋を準備すること。

なお、音漏れが懸念される場合は、ＳＣが使用するヘッドフォン又はイヤフォンなどを準備するほか、吸音材や防音カーテン、パーティションなどを活用すること。

イ　学校は、相談者の希望するオンラインカウンセリング実施場所（児童生徒宅等）

がプライバシーに配慮できる環境となっていることを、あらかじめ相談者に確認しておくこと。

ウ　オンラインカウンセリングの実施時間は、対面でカウンセリングを行う場合と同様に、60 分を超えないようにすること。

(4) その他の条件

ア　学校は、相談者に、オンラインカウンセリング中の録画及び録音は行わないようあらかじめ伝え、了承を得ておくこと。

イ　学校は、カウンセリング実施中の緊急対応に備え、保護者と連絡がつくようにしておくこと。

　また、拠点型オンラインカウンセリングを実施する学校においては、拠点の担当者とも連絡がつくようにしておくこと。

ウ　道立学校においては、「北海道立学校等情報セキュリティ対策基準」に従い、情報セキュリティポリシーを遵守すること。

３　留意事項

オンラインカウンセリングの実施に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

(1) 枠組み及びオンライン特有の注意事項

ア　ＳＣによるカウンセリングは、対面によることを基本としつつ、オンラインカウンセリングは補完的なものとして状況に応じて活用すること。

　なお、オンラインカウンセリングを実施する際は、学校型・拠点型ともに、必ず学校が関与した上で実施すること。

イ　対面によるカウンセリングと同様、面接の基本構造を維持し、プライバシー保護や守秘義務などを遵守すること。

　また、学校は、適切な場所（プライバシーに配慮できる部屋）の確保、カウンセリング時間の確認、緊急対応など、相談者に対する事前の確認を確実に行っておくこと。

　さらに、オンラインカウンセリングを実施するＳＣと相談者それぞれの部屋には、ＳＣや相談者以外の者が入室したり、画面に映らない場所でＳＣと相談者のやり取りを見聞きしたりできる環境となっていないことを確認すること。

ウ　オンラインカウンセリングは、対面に比べると、非言語情報（表情、声色、身振り手振り、空気感など）が伝わりにくい面があるため、ＳＣは、より丁寧な言葉遣いをしたり、身振り手振りやうなずくなどの動作を大きくしたりすることを心掛けること。

　また、オンラインミーティングツール（Ｚｏｏｍ等）では、画面（カメラ、ビデオ）をＯＮにした状態を基本とすること。ただし、相談者の状況や意向により、ＳＣが相談者側の画面のＯＮ・ＯＦＦの選択を認める必要があると判断した場合はこの限りでない。

エ　言葉ではなく遊びを媒体とする心理支援（遊戯療法等）の対象年齢にある児童に対してオンラインカウンセリングを実施する場合は、直接的な関わりを通じた支援に導くよう努めること。

(2) 児童生徒が抱える課題への配慮

児童生徒が抱える課題を考慮してオンラインカウンセリングを活用すること。例えば、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待等の法によって対応が示されているケースなどは、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることを理解しつつ、できるだけ早期に対面でのカウンセリングを実施すること。

(3) トラブル対応

ア　オンラインカウンセリング実施中に、インターネット接続の問題や通信機器の不具合などにより進行に支障をきたす場合、ＳＣは、まずは速やかに再接続による復旧を試みること。次に、復旧が困難と判断される場合は、決定通知書に記載されている「緊急対応者電話番号」に連絡し、カウンセリングの中止や今後の対応等を伝えること。

　なお、トラブルによって通信ができなかった時間については、原則、延長等の措置は行わない。ただし、ＳＣがそのオンラインカウンセリングの質を確保するために必要であると判断し、後のオンラインカウンセリングに影響がなく、学校が了承した場合は、この限りでない。

イ　オンラインカウンセリング実施中に、「相談者が急に画面から見えなくなり、応答がなくなる状況」や「自殺企図・自傷行為」の発生等により継続が困難となった場合、ＳＣは直ちにオンラインカウンセリングを中止し、決定通知書に記載されている「緊急対応者電話番号」に連絡し、保護者に迅速な対応を求めること。

Ⅱ　オンラインカウンセリングの実施形態等

オンラインカウンセリングの実施形態として、次の１及び２のとおり、ＳＣの配置校が行う「学校型」と、ＳＣ未配置校や、ＳＣ配置校でも諸般の事情によりカウンセリングを実施できない場合等に行う「拠点型」の２種類を設ける。

１　学校型オンラインカウンセリング

(1) 対象校

ＳＣ配置校

(2) 実施形態

学校等*と児童生徒宅等*をＺｏｏｍ等でつなぎ、オンラインカウンセリングを実施する。

＊等：市町村教育委員会（市町村教育委員会が指定した場所）を含む。また、学校、市町村教育委員会及び児童生徒宅以外の場所をオンラインカウンセリングの実施場所としたい場合は、道立学校にあっては教育局を通じて、市町村立学校にあっては市町村教育委員会経由で教育局を通じて、事前に生徒指導・学校安全課と協議し承認を得る必要があること。

(3) 実施方法

ア　事前調整（児童生徒及び保護者の希望・環境の確認）

(ｱ) 学校は、児童生徒又は保護者から学校型オンラインカウンセリング実施の希望があった場合は、希望する場所及び日時を確認すること。

なお、児童生徒本人から希望があった場合は、その保護者も希望していることを必ず確認すること。

(ｲ) 学校は、当該保護者に対し、本ガイドラインのⅠの「２　実施の条件」に記載の必要事項の説明や確認を行うこと。

イ　実施

(ｱ) ＳＣによるオンラインカウンセリング

当日、ＳＣは、対象児童生徒が在籍する学校に出勤し、オンラインカウンセリングを実施すること。

ただし、ＳＣが、当日の勤務日程の都合等から対象児童生徒が在籍する学校以外の学校でオンラインカウンセリングを実施することを希望する場合は、当該児童生徒が在籍する学校及びオンラインカウンセリングを実施する学校の両校の承諾を得ること。

(ｲ) 学校とＳＣとの打合せ等

オンラインカウンセリングの実施に当たっては、原則として、学校とＳＣによる事前の打合せや、カウンセリング実施後、ＳＣによる教職員に対するコンサルテーションを実施すること。

２　拠点型オンラインカウンセリング

(1) 対象校

道立学校及び市町村立学校

(2) 実施形態

オンラインカウンセリングの拠点（生徒指導・学校安全課）と、学校等*又は児童生徒宅等*をＺｏｏｍ等でつなぎ、オンラインカウンセリングを実施する。

＊等：市町村教育委員会（市町村教育委員会が指定した場所）を含む。また、学校、市町村教育委員会及び児童生徒宅以外の場所をオンラインカウンセリングの実施場所としたい場合は、道立学校にあっては教育局を通じて、市町村立学校にあっては市町村教育委員会経由で教育局を通じて、事前に生徒指導・学校安全課と協議し承認を得る必要があること。

(3) 実施方法

ア　申請から実施決定まで

(ｱ) 拠点型オンラインカウンセリングの実施を希望する児童生徒又は保護者は、希望する日時（第３希望まで）及び場所、相談内容及び緊急連絡先等の必要事項を簡易申請システムのフォームに入力し、実施希望日のうち最も早い日の２週間前までに申請すること。

注１）児童生徒が児童生徒宅からの実施を希望した場合は、緊急連絡先は保護者とする。

注２）児童生徒が学校等からの実施を希望した場合は、緊急連絡先は学校等実施場所とする。

なお、教職員が相談を希望する場合(コンサルテーションのみ実施)は、拠点のＳＣが相談対象の児童生徒をカウンセリングしたことがある場合に限り申請可能とする。

(ｲ) 学校は、生徒指導・学校安全課から情報提供のあった申請内容を踏まえ、所定の様式により、児童生徒の状況及び学校が対応可能な日時等について、生徒指導・学校安全課あて速やかに報告すること。

(ｳ) 生徒指導・学校安全課は、学校から提出のあった上記(ｲ)の様式に基づき、オンラインカウンセリング実施の可否を決定し、実施可能な場合は、決定通知書を学校に送付すること。

なお、やむを得ず実施不可となった場合は、その旨を学校に連絡すること。

※生徒指導・学校安全課は、上記(ｲ)の様式及び上記(ｳ)の決定通知書を、道立学校にあっては教育局、市町村立学校にあっては教育局を通じて市町村教育委員会に送付すること。

(ｴ) 決定後、学校は、当該相談者（児童生徒宅からの実施の場合は保護者）に対し、本ガイドラインのⅠの「２　実施の条件」に記載の必要事項の説明や確認を行うこと。

イ　実施

(ｱ) ＳＣによるオンラインカウンセリング

当日、ＳＣは、拠点に出勤し、オンラインカウンセリングを実施すること。

なお、原則として、同一の相談者（児童生徒及び保護者）へのオンラインカウンセリングについて、同日に複数回実施することや連続した実施日に実施することは、公平性や相談者の心理的負担等の観点から認めない。

(ｲ) 学校とＳＣとの打合せ等

拠点型オンラインカウンセリングの実施に当たっては、学校型と同様、原則として、学校とＳＣによる事前の打合せや、カウンセリング実施後、ＳＣによる教職員に対するコンサルテーションを実施すること。

(4) その他

教育局を拠点とする拠点型オンラインカウンセリングを実施する場合にあっては、実施方法等を別に定める。

Ⅲ　その他

１　オンラインカウンセリングの事例

【ケース１】

へき地学校のためオンラインで実施
当該校はへき地校であり、ＳＣが来校した際は、多くの児童生徒が面談を希望し、面談を受けられる児童生徒に限りがあるため、拠点型オンラインカウンセリングを申請し実施した。

【ケース２】

冬期間の移動による不安のためオンラインで実施
冬期間のカウンセリングは積雪や路面凍結による交通事故が心配されるため、相談者（保護者）はオンラインカウンセリングの実施を学校に相談し、冬期間は対面ではなくオンラインカウンセリングを実施することとした。

【ケース３】

相談者が安心して話せる場所での相談希望
不登校傾向にある相談者と学校で対面によるカウンセリングを予定していたが、当日、精神的な不安から学校に来ることができなかった。その後、学校と相談者本人及び保護者が協議し、相談者から安心して話せる自宅からのカウンセリングの希望がありオンラインカウンセリングを実施した。

【ケース４】

緊張のため画面越しによるカウンセリングを希望
悩みがあるが、初対面のＳＣと直接話をするのは緊張するため、オンラインカウンセリングを希望する生徒がおり、相談者の自宅からオンラインカウンセリングを実施した。

【その他のケース】

他校のＳＣへの相談希望
児童生徒から、自校に配置されているＳＣには相談をしづらいとの申出があったため、拠点型オンラインカウンセリングにより対応することとし、他校に配置しているＳＣによるカウンセリングを実施した。

※上記は、オンラインカウンセリングの事例の一部を示したものです（順不同）。

２　Ｑ＆Ａ

Ｑ１．なぜ、今、オンラインカウンセリングなのか。

Ａ１．従来のカウンセリングは「登校している（できる）児童生徒」が対象となっており、学校に登校できていない児童生徒や、学校が定めるＳＣの相談日程と合わないなどの事情により学校に来校しづらい保護者などにとっては、ＳＣへの相談をしたくてもすることが難しい状況にあったと考えられます。オンラインカウンセリングを活用することにより、これまで相談をしたくてもすることができなかった児童生徒及び保護者を含めて、様々な児童生徒や保護者により一層、相談の機会を提供することにつながります。

Ｑ２．今後はオンラインカウンセリングに移行していくのか。

Ａ２．オンラインカウンセリングは、これまで学校で実施されてきたカウンセリングを補完する手段のひとつであり、全面的にオンラインに移行するものでも、カウンセリングの中心になるものでもないと考えています。様々な事情によりＳＣと対面で相談することが難しい児童生徒及び保護者に対して、相談の機会を提供するためのものです。

　オンラインカウンセリングを実施した場合でも、状況によっては対面のカウンセリングに移行させることが必要です。

Ｑ３．ＳＣがオンラインカウンセリングに使用するＰＣは、必ず学校又は拠点が用意したものでなければならないのか。ＳＣ個人が所有している私物を使用しても良いか。

Ａ３．本事業は道教委が実施するものであり、公的機関として、情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩を防止する必要性から、オンラインカウンセリングを実施する場合は、必ず学校又は拠点が用意したＰＣを使用してください。

Ｑ４．オンラインカウンセリングに係る時数は、ＳＣ配置校に措置された配置時数に含まれるのか。それともＳＣ配置校に措置された配置時数とは別枠となるのか。

Ａ４．学校型オンラインカウンセリングについては、ＳＣ配置校に措置された配置時数の中で実施いただくこととなります。

　拠点型オンラインカウンセリングについては、ＳＣ配置校に措置された配置時数とは別枠での実施となります。

３　関係規程

(1) スクールカウンセラー活用事業実施要綱
　北海道教育委員会が実施するスクールカウンセラー活用事業に関する基本的な事項について、定めたもの。

(2) 北海道公立学校スクールカウンセラー（非常勤）設置要綱
　北海道教育委員会が派遣するＳＣの取扱いについて、職務の内容、勤務場所及び勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めたもの。

(3) スクールカウンセラー活用事業実施要領
　北海道教育委員会が実施するスクールカウンセラー活用事業に関し、各年度において、事業実施に必要な具体的事項を定めたもの。

(4) スクールカウンセラー（ＳＣ）ガイドライン
　ＳＣが、児童生徒の不登校、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応、さらには、教育相談体制の充実のためにどのような役割を担い、どのように職務を遂行することが適切なのか、また、ＳＣの活用に当たって、市町村教育委員会の支援体制の整備や学校における体制づくりにおいて何が必要とされているのかなどの指針を示したもの。

４　参考資料

○　「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点（一般社団法人日本臨床心理士会)」
○　「オンラインを活用したカウンセリングの始め方（静岡県教育委員会)」
○　「学校におけるオンラインカウンセリング等の充実について（京都府教育庁指導部学校教育課)」

HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION